

市有施設の一部休館等について

群馬県が、「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく1月9日（土）以降の要請を発出し、警戒度4を継続することとなりました。

このことを受け、本市についても市有施設の一部休館等を継続（一部追加）することとしたので、お知らせします。

一部休館等を継続する施設については、別添の一覧表をご確認ください。なお、各施設に関する問い合わせは、各施設へ直接お問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先

保健総務課 総務企画係

電話 直通 / 027-220-5781